



SERIES TAINS 解体新書

遺産分割協議のやり直し
— 「更正の請求」の可否 —

依田 孝子〔大森支部〕

はじめに

今年から相続税の遺産に係る基礎控除額が引き下げられますので、相続関係の事案も多くなることと思います。

一般的には、遺産分割協議に基づき相続税申告書を提出しますが、その後、遺産分割協議のやり直しが行われた場合は、更正の請求等により是正をすることになります。

今回は、法定申告期限後に行われた遺産分割協議のやり直しについて、課税負担の錯誤を理由に更正の請求(通法23①一)をすることができるか否か、当初の遺産分割協議の解除理由が更正の請求事由(通法23②三、通令6①二)に該当するか否かが争われた判決をご紹介します。

I 課税負担の錯誤

従来、課税負担の錯誤が要素の錯誤に当たるとしても、法定申告期限後は更正の請求をすることはできないと解されていました。平成21年2月27日東京地裁判決では、法定申告期限後、更正請求期間内であれば、例外的に、一定の要件のもとに更正の請求をすることができますと判断されました。

平21.2.27東京地裁判決
(一部認容)(確定) Z259-11151

<事案の概要>

本件は、第1次遺産分割に基づく相続税申告後、同族株式の評価について、配当還元方式の適用を受けられず、類似業種比準方式による高額の租税負担となることが確認されたため、配当還元方式の適用を受けられるように各相続人が取得する株式数を調整した上で新たな遺産分割の合意(第2次遺産分割)に基づき、原告らが更正の請求をしたところ認められなかったことから争われたものです。

<裁判所の判断>

裁判所では、下記の判断を示した上

で、課税負担の前提事項(株式の評価方法)の錯誤を理由とする遺産分割の無効を主張できるとして、更正の請求を認めました(通法23①一)。

(1) 要素の錯誤

被相続人の妻が遺産分割により取得する株式について、配当還元方式による評価をすることが、第1次遺産分割に当たっての重要な動機として明示的に表示され、かつ、その評価方法についての動機の錯誤がなかったならば相続人らはその意思表示をしなかったであろうと認められるから、第1次遺産分割のうち株式の配分に係る部分は要素の錯誤があったと認めるのが相当である。また、重大な過失もない。

(2) 更正請求期間内の再分割

原則として、更正の請求において、課税負担又はその前提事項の錯誤を理由として遺産分割が無効であることを主張することはできない。

例外的にその主張が許されるのは、次の①ないし③に該当する場合のように、更正の請求においてその主張を認めても弊害が生ずるおそれがなく、申告納税制度の趣旨・構造及び租税法上の信義則に反するとはいえないと認めべき特段の事情がある場合に限られるものと解するのが相当である。

- ① 更正請求期間内に、かつ、課税庁の調査時の指摘、修正申告の勧奨、更正処分等を受ける前に、自ら誤信に気付いて、更正の請求をすること
- ② 更正請求期間内に、新たな遺産分割の合意による分割内容の変更をして、当初の遺産分割の経済的成果を完全に消失させていること
- ③ その分割内容の変更がやむを得ない事情により誤信の内容を是正する一回的なものであること

II 後発的事由

更正の請求ができる後発的事由として、課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実に係る契約が、解除権

の行使によって解除されたこと、その契約の成立後生じたやむを得ない事情によって解除されたこと等があります(通法23②三、通令6②)。

平26.2.20大阪地裁判決
(棄却) Z888-1859

<事案の概要>

原告ら及びBの間で、Bが被相続人の全財産を相続し、その代償として原告らに対して各5,000万円を支払う旨の遺産分割協議(平成6年遺産分割協議)がされ、これに従って相続税申告がなされました。本件は、Bが代償債務を履行しなかったため、当初の遺産分割協議を解除した上で、原告らは相続財産を取得しない旨の再度の遺産分割協議(平成22年遺産分割協議)を行い、原告らが更正の請求をしたところ認められなかったため争われたものです。

<裁判所の判断>

裁判所では、次のとおり判断して、更正の請求は認められないとしました。

(1) 法定解除

① 共同相続人間において遺産分割協議が成立した場合に、相続人の一人が他の相続人に対して当該協議において負担した債務を履行しないときであっても、他の相続人は民法541条によって当該遺産分割協議を解除することができないと解するのが相当である(平成元年2月9日最高裁)。

② したがって、Bによる各代償債務の債務不履行を原因として平成6年遺産分割協議を解除することは許されないため、平成6年遺産分割協議が「解除権の行使によって解除され」た(通令6①二)ということとはできない。

(2) 合意解除

① 共同相続人の全員が、既に成立している遺産分割協議の全部又は一部を合意により解除した上、改めて遺産分割協議をすることは、法律上、当然には妨げられるものではない(平成2年

9月27日最高裁)。

② 少なくとも原告らとBの間には平成6年遺産分割協議を解除することにつき黙示的な合意がされたものと認めるのが相当であるから、平成6年遺産分割協議は「解除され」た(通令6①二)というべきである。

③ 通則法施行令6条1項2号の「やむを得ない事情」とは、法定の解除事由がある場合、事情の変更により契約内容に拘束力を認めるのが不当な場合、その他これに類する客観的な理由のある場合をいうものと解される。

④ 原告らが平成6年遺産分割協議を解消し、平成22年遺産分割協議を行った目的は、平成6年遺産分割協議の結果に基づく連帯納付義務を回避するためであったと認めるのが相当である。

⑤ 平成6年遺産分割協議から約16年が経過した後に、Bからの各代償債務の履行が望めないとして、同遺産分割協議に基づく連帯納付義務を免れるために、同遺産分割協議を合意解除することは、「やむを得ない事情」には該当しない。

おわりに

Iの平成21年2月27日東京地裁判決は、平成23年12月改正で、通則法23条1項の更正請求期間が1年から5年に延長される前の事案ですので、それも踏まえて判断をしてください。

なお、今回の事例は、判決年月日・TAINSコードで検索することができますが、キーワードの場合は、「遺産分割協議のやり直し」、「錯誤無効」、「後発的事由」などです。

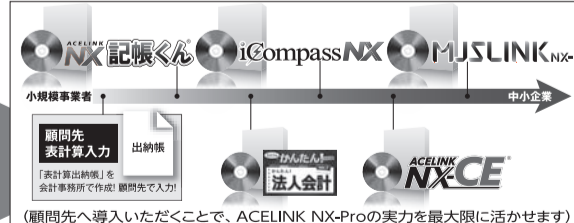
最後になりましたが、今年も、TAINSのご活用をよろしく申し上げます。

収録内容に関するお問合せは
データベース編集室へ
TEL 03-5496-1416

経営提案できる会計事務所へ。
自計化を推進し、顧問先ニーズに迅速対応。

顧問先の自計化により、記帳代行業務から脱却することが提案型会計事務所への第一歩。ACELINK NX-Proは顧問先の業務システムとデータ連動して、自計化を効果的に推進します。さらにNX-Proなら、PDCAサイクルの確立により、実効性ある経営戦略の実施が可能。顧問先の視点から経営マネジメントを行うことで、実りある提案を実現します。

事業所・企業規模に合わせたラインアップ、MJSの顧問先向け業務パッケージ



(顧問先へ導入いただくことで、ACELINK NX-Proの実力を最大限に活かします)

これまでのご経験と実績。
顧問先の経営改善に、
もっと活かすべきです。
顧問先もそれを望んでいます。

MJSは強力ツールACELINK NX-Proと
顧問先業務システムとの連携で全面支援。

MJSイメージキャラクター：菊川 伶

提案型会計事務所へ、
MJSがバックアップ!

会計事務所向けERPシステム

ACELINK
NX-Pro

詳しくは今すぐ

ACELINK NX-Pro 検索

●ACELINK NX-Pro、ACELINK NX-記帳くん、iCompass NX、MJS LINK NX-L、ミロクのかんたん! 法人会計、ACELINK NX-CEは株式会社ミロク情報サービスの商標又は登録商標です。



MJS

株式会社ミロク情報サービス
東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル4階 〒163-0648
TEL.03-5326-0381 FAX.03-3343-5789

— 地域密着型全国ネットワークで最適な承継先を推薦! —
MJSの会計事務所 事業承継支援サービス

ご相談から、承継先の紹介、承継対価の算定、契約書の作成、承継完了まで誠心誠意ご支援します。
MJS会計事務所承継支援室に、ぜひご相談ください。

フリーダイヤル ☎0120-369-144 (平日9:00~17:30)

フリーダイヤル ☎0120-369-667

当社ホームページに「ご相談シート」を用意しております。▶ <http://www.mjs.co.jp/account/shoukei/>